

地域説明会での意見について

呉市都市計画マスタープラン地域別構想の策定に当たり、令和4年10月20日（木）から同年11月15日（火）までの間において、市内の18地域において地域説明会を開催し、延べ242名の出席をいただきました。呉市都市計画マスタープラン全体構想（案）及び地域別構想（素案）に対する主な意見及びそれらの意見に対する市の考え方は次のとおりで、頂いた意見を踏まえ、2か所の修正を行いました。その他の頂いた意見についても今後の都市づくりの参考とさせていただきます。

意見の要旨	市の考え方
(1) コンパクトシティに関する意見	
<p>ア 人口減少の状況を考えると、コンパクトシティの形成に向けた取組には賛成で、居住誘導を促進するような施策にしっかりと取り組むべきである。安全性の確保にもつながる。（宮原，蒲刈）</p>	<p>呉市では令和2年9月に呉市立地適正化計画を策定し、居住の誘導等の取組に着手したところです。今後、居住の誘導等について具体的な施策を検討してまいります。（P49）</p>
<p>イ コンパクトシティの形成を目指すとするが、中心部へ移り住むことを強制するものか。（警固屋，広，安浦，倉橋）</p>	<p>持続可能な都市づくりのために「コンパクト+ネットワーク」の都市構造の構築に向けて取り組むことを基本としており、中心部のみならず、市内の18地域において都市機能や居住を誘導し、拠点の形成を図っていくこととしています。</p> <p>呉市では令和2年9月に呉市立地適正化計画を策定し、居住の誘導等の取組に着手したところですが、当該計画に定める居住誘導区域へ移り住むことを強制するものではありません。地域に必要な生活サービス施設等が維持・確保されるよう、居住誘導区域内の人口密度の維持に向けた取組を進めるとともに、居住誘導区域外の住環境についても既存の都市基盤の適正な維持に取り組んでまいります。（P48，P49）</p>

意見の要旨	市の考え方
<p>ウ 国・県・市の行政機関の財政に余裕はない。コンパクトシティの形成を含め、全てを行政で維持し、新たな施策に取り組めるわけではないと思う。行政任せではなく、地域としても何を残し、何に重点的に取り組むべきかを考えていくべき時期にきていると思う。（昭和）</p>	<p>これからも引き続きコンパクトシティの形成に向けて取り組むとともに、地域の実情に応じた都市づくりを進めるため、市民の皆さまを始めとして官民連携・市民協働による取組を進めてまいります。（P 3 6, P 1 6 0）</p>
(2) 改定の基本的な考え方「ICTを活用したまちづくり」に関する意見	
<p>エ 今後の河川の管理についてドローンや監視カメラの活用なども考えられる。（中央）</p>	<p>ICTの活用を含め、引き続き施設の適切な維持管理に努めてまいります。なお、御意見を踏まえ、ICTを活用した都市施設の整備や維持管理について、次の内容を追記します。</p> <p>【修正事項】全体構想（案）に関する修正 P 6 1 (3) 都市施設の整備・維持管理の方針 （冒頭部分）</p> <p>持続可能な都市経営に向け、多様なPPP/PFI手法の活用などによる民間活力の導入やインフラDX^{※1}の活用などによって効率的かつ効果的な施設整備と維持管理を推進します。</p>
<p>オ 高齢者の移動を確保するためにもスマートモビリティやグリーンスローモビリティ等の新しい交通モードの早期導入を目指して取り組んでほしい。（吉浦，天応）</p>	<p>新たな交通モードを含め、地域の実情に応じた交通モードを選定し、公共交通ネットワークの形成に向け、引き続き取り組んでまいります。（P 5 8）</p>
(3) 改定の基本的な考え方「ポストコロナ時代のまちづくり」に関する意見	
<p>カ 働き方の変化等によって、江田島市ではIT企業関係者が多く入ってきていると聞いている。呉市でも通信環境が整備されたので、若年層を始めとして、移住・定住に向けて呉市の魅力をしっかりと周知し、セールスに取り組んでいただきたい。（安浦，蒲刈）</p>	<p>多様な働き方に対応していくため、引き続き、空き家の取得支援などに取り組み、若い世代の定住や大都市圏からの移住等を促進してまいります。（P 5 0）</p>

※1 インフラDX：デジタル技術を活用して、社会資本や公共サービスなどを変革する取組

意見の要旨	市の考え方
(4) 改定の基本的な考え方「防災・減災，国土強靱化」に関する意見	
<p>キ 地域内でも土砂災害特別警戒区域が多く指定されている。開発行為や宅地造成等を行うための許可に当たっては，災害の危険性が高い場所の利用が抑制されるように取り組むべきであると思う。（昭和）</p>	<p>都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成15年呉市条例第16号）の一部を改正し，令和4年4月1日からは，50戸連たん制度^{※2}による自己居住用住宅の開発許可の対象となる区域から土砂災害特別警戒区域や3.0m以上の浸水想定区域を原則として除外しています。</p> <p>加えて，災害の危険性を踏まえた土地利用を進めるため，市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入（逆線引き）する取組に着手したところで，引き続き災害の危険性を踏まえた土地利用の取組を推進してまいります。（P49，P65）</p>
(5) 改定の基本的な考え方「多様性のある産業構造への転換」に関する意見	
<p>ク 新型コロナウイルス危機において観光客数が減少し，感染症の収束が見通せない中で，重厚長大産業に代わるものとして観光産業を産業の柱とすることについて不安に感じている。（川尻）</p>	<p>長きにわたって本市の産業をけん引してきた重厚長大産業については，これからもその維持・強化に向けた支援に取り組んでまいります。</p> <p>あわせて，観光産業を新たな基幹産業に成長させるための取組を推進し，多様性のある強靱な産業構造の構築に向けて取り組んでまいります。（P39）</p>
<p>ケ 観光等の産業に力を入れて取り組むのであれば，合わせて道路等のインフラ施設を整備していただきたい。（倉橋）</p>	<p>観光を始めとして多様性のある産業構造の構築に向け，産業活動を支援する道路等の都市基盤整備に取り組んでまいります。（P39）</p>
(6) その他計画の内容に関する意見	
<p>コ 日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区（以下「日本製鉄」といいます。）の跡地利用について，水素エネルギーに関する事業や地域の活性化に向けた新たな産業を呼び込む等，若者を始めとした雇用の場が生まれると良いと思う。（中央，宮原，警固屋，昭和，阿賀，川尻，倉橋）</p>	<p>跡地の具体的な利活用については，土地の所有者である日本製鉄が責任をもって検討していくとしており，その検討に当たっては，県・市などの行政とも連携・協議しながら取り組むこととされています。</p> <p>都市計画においても，必要に応じて土地利用転換などにも柔軟に対応するなど，地域の活性化に資するよう取り組んでまいります。（P52）</p>
<p>サ 呉ポートピアパークに道の駅を整備していただきたい。かきやレモンなどの商品の販売ができる上，災害時には防災活動の拠点ともなり得る。加えて，身近な買物環境の確保を合わせて考えていただければ地域にもメリットがある。近隣に別の道の駅ができてしまう前に整備をお願いしたい。（天応）</p>	<p>呉市及び地域の活性化に向け，呉ポートピアパークの新たな土地利用について検討してまいります。（P100）</p>

※2 50戸連たん制度：市街化調整区域における建築などの許可制度。市街化区域に隣接し，市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している地域で，50以上の建築物が連たんしている地域の建築物を許可する制度

意見の要旨	市の考え方
<p>シ 老朽化した危険な空き家の対策にしっかりと取り組んでいただきたい。(中央, 宮原, 吉浦, 阿賀, 豊浜, 豊)</p>	<p>空き家は個人の財産であることから、その対応に苦慮しているところですが、今後も危険な空き家に関する対応について検討してまいります。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、老朽化した危険な空き家について、次の内容を追記します。</p> <p>【修正事項】全体構想(案)に関する修正</p> <p>P 5 0 (1) 土地利用の方針 ①都市計画区域内の土地利用 ア 市街地 (ア)住居系市街地 (四つ目の項目)</p> <p>○老朽化した危険な空き家の除却支援に取り組むとともに、跡地の適切な管理や利活用を促進します。</p> <p>P 5 2 イ 市街化調整区域 (三つ目の項目)</p> <p>○老朽化した危険な空き家の除却支援に取り組むとともに、跡地の適切な管理や利活用を促進します。</p> <p>P 5 3 ウ 用途白地地域 (三つ目の項目)</p> <p>○老朽化した危険な空き家の除却支援に取り組むとともに、跡地の適切な管理や利活用を促進します。</p> <p>P 5 3 (1) 土地利用の方針 ②都市計画区域外の土地利用 (二つ目の項目)</p> <p>○交流を促進・・・図ります。また、高速通信網の整備や空き家の活用などにより、テレワークやワーケーション、ブレジジャー、二地域居住などの柔軟な働き方や新たな観光スタイルに対応した環境を整えます。</p> <p>(三つ目の項目)</p> <p>○老朽化した危険な空き家の除却支援に取り組むとともに、跡地の適切な管理や利活用を促進します。</p>
<p>ス 呉市総合スポーツセンター(ミットヨスポーツパーク郷原)について、工業団地として活用すると聞いているが、更なる渋滞が懸念されるため、土地利用と合わせて道路整備を考えるべきである。(昭和, 郷原)</p>	<p>土地利用と一体となった道路整備として、主要地方道呉環状線及び都市計画道路苗代郷原線について、引き続き広島県と連携を図り、早期整備に向けて検討を進めてまいります。(P104, P110)</p>

意見の要旨	市の考え方
<p>セ 道路の整備について早期整備及び事業化に向けて取り組んでいただきたい。</p> <p>(具体的な路線)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要地方道呉平谷線 (昭和) ・ 主要地方道呉環状線及び都市計画道路苗代郷原線 (昭和・郷原) ・ 国道185号及び広駅前地区における都市計画道路 (広) ・ 国道185号 (仁方) ・ 国道185号バイパス (広～安浦) (川尻) ・ 湾内アクセス及び南伸ルート (音戸) ・ 一般県道中大迫清田線 (音戸, 倉橋) ・ 関前諸島架橋構想 (岡村島～大三島) (下蒲刈, 豊浜) 	<p>多様な都市生活と都市活動を支える道路ネットワークの構築に向け、今後も国・県などと連携を図り、道路の早期整備及び事業化等に取り組んでまいります。(P55～P57)</p>
<p>ソ 定住の促進に向け、通院や通勤等の生活実態を踏まえた公共交通の利便性の向上に取り組んでいただきたい。(昭和, 仁方, 安浦, 音戸, 蒲刈, 豊浜)</p>	<p>地域の実情に応じた交通モードを選定し、都市づくりと一体となった公共交通ネットワークの形成に引き続き取り組んでまいります。(P58)</p>
(7) 今後の取組に関する意見	
<p>タ 優先順位を付けながら具体的な取組を進めてほしい。また、実施に向けた予算の検討等を含め、絵に描いた餅にならないようお願いする。(吉浦, 仁方)</p>	<p>今後、本計画に基づき、国や県などの関係機関と連携しながら、具体的な事業計画や施策の実施等に取り組んでまいります。また、事業の実施に当たり、国の補助事業の活用等、有利な財源を活用しながら取り組んでまいります。</p>
<p>チ 長期総合計画や都市計画マスタープランでは、改定の都度新たな事業が加えられるが、これまでの取組をしっかりと検証しながら、従前の事業についても必要なものは継続して取組をお願いしたい。(仁方)</p>	<p>改定に当たり、現行計画の振り返りを行い、改定計画においても「コンパクト+ネットワーク」の都市構造の構築を目指すことを継続して取り組むこととしています。今後も、進捗状況等を点検しながら、必要な見直し等に取り組んでまいります。(P26, P161)</p>

